

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

給与所得の内訳
(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

① 勤務先名	
勤務先所在地	
連絡先	
勤務期間	月～月
給与収入額	円
② 勤務先名	
勤務先所在地	
連絡先	
勤務期間	月～月
給与収入額	円

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
			国外株式等に係る 外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額		必要経費	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短期 長期 一時	円	円	円
				イ
				ロ
				ハ
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のイに記入してください。 右のロの金額を表面のロの所得金額欄へ記入してください。			合計	イ＋[(ロ＋ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

フリガナ氏名	続柄	生年 月 日	昭・平 昭・平 昭・平	専従者給与 (控除)額	円
1氏名					
2氏名					
3氏名					
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計額					

13 事業税に関する事項

非課税所得など (所得金額)	円
損益計算の特例適用前の 不動産所得	円
事業用資産の譲渡損失など (資本金の種類)	
損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日
☐ 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ氏名	個人番号	住所
1氏名		
2氏名		
3氏名		

前年中に所得のなかった方等は下記の該当する数字を○で囲み、その内容についてご記入の上、提出してください。なお、本申告書を提出していただくことにより所得証明等の発行、国民健康保険の基礎資料となりますのでご協力ください。

1. 下記の者の扶養又は仕送りを受けていた。

住所 氏名	続柄()

2. 病気療養中 年 月 日より
(入通院先)

3. 遺族年金、傷病手当、障がい年金を受給している。
受給先 年間受給額 円

4. 年 月 日から 月 日まで失業保険の給付を受けていた。

5. 学生
学校名 学年

6. その他の理由

前年中の生活状況を記入してください。

※☐の項目については、上記の表を参照してください。

$$[\text{所得割額}] - \text{配当割額又は株式等譲渡所得割額控除額} + \text{均等割額} = \text{市民税・県民税年税額}$$

区 分	市民税	県民税
課税総所得金額1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%	0.6%

※所得証明書の発行、国民健康保険や各種手当の算定資料となりますのでご協力ください。

所得税の申告書を提出される方は、市民税・県民税申告書を提出する必要はありません。

 23 - 2005 (直通)

■ 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料
控除

令和6年中に支払をした社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険・介護保険・国民年金等の保険料）を記入してください。

⑮生命保険料
控除

令和6年中にあなたや配偶者、その他の親族が受取人となる生命保険契約により、あなたが支払った生命保険料等があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。

(1) 新契約（平成24年1月1日以降に締結した保険契約等）に係る控除

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額
新生命保険料 ・ 介護医療保険料 ・ 新個人年金保険料	12,000円以下の場合	支払った保険料の金額
	12,000円を超え 32,000円以下	(支払った保険 × 1/2 + 6,000円料の合計額)
	32,000円を超え 56,000円以下	
	56,000円を超える場合	28,000円

※それぞれの保険料控除の適用限度額は28,000円、合計適用限度額は70,000円です。

(2) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に係る控除

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額
旧生命保険料 ・ 旧個人年金保険料	15,000円以下の場合	支払った保険料の金額
	15,000円を超え 40,000円以下	(支払った保険 × 1/2 + 7,500円料の合計額)
	40,000円を超え 70,000円以下	
	70,000円を超える場合	35,000円

※それぞれの保険料控除の適用限度額は35,000円、合計適用限度額は70,000円です。

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除

新契約と旧契約の双方の支払保険料について一般の生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次の①および②の金額の合計額（上限28,000円）になります。

①新契約で支払った保険料については、上記の(1)により計算した金額

②旧契約で支払った保険料については、上記の(2)により計算した金額

⑯地震保険料
控除

令和6年中にあなたや配偶者、その他の親族が所有している居住用建物または生活用動産を保険の目的とする地震保険契約の保険料があるときは、次の計算式により求めた金額を控除します。

※損害保険料控除は廃止となりました。

ただし経過措置として、2006年（平成18年）12月31日までに締結された長期損害保険契約に係る保険料については、旧長期損害保険料控除として従前の長期損害保険料控除（限度額：住民税10,000円 所得税15,000円）が適用されます。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	保険料控除額
①長期損害保険契約に係るものだけの場合 (平成18年末までに締結されたものに限る)	5,000円以下の場合	支払った保険料の金額
	5,000円を超え 15,000円以下	(支払った保険 × 1/2 + 2,500円料の合計額)
	15,000円を超える場合	
②地震保険契約に係るものだけの場合	50,000円以下の場合	(支払った保険料の合計額)×1/2
	50,000円を超える場合	
③長期損害保険契約に係るものと地震保険契約に係るものと両方ある場合		(長期損害保険契約に係る保険料について①より求めた金額) + (地震保険契約に係る保険料について②より求めた金額)※最高限度額25,000円

長期損害保険契約…損害保険契約のうち、満期返戻金等のあるもので、保険期間又は共済期間が10年以上のもの

⑰～⑲
寡婦控除
ひとり親控除
勤労学生控除

あなた本人について、次の事項に該当する場合は、該当する欄に☑チェックしてください。

寡婦 ひとり親	令和6年中の本人合計所得500万円以下	配偶関係			該当欄		
		死別	離別	未婚			
	本人（女性）	扶養親族「子」有り	30万円	30万円		30万円	⑮
		扶養親族「子以外」有り	26万円	26万円		—	⑰
		扶養親族無し	26万円	—		—	⑰
	本人（男性）	扶養親族「子」有り	30万円	30万円		30万円	⑮
扶養親族「子以外」有り		—	—	—	—		
扶養親族無し		—	—	—	—		

※本人合計所得500万円超の場合は対象外です。

勤労学生	学校教育法に規定する学生、生徒又は児童で自己の勤労によらない所得が10万円以下で、かつ令和6年中の合計所得金額が75万円以下の人 控除額26万円
------	---

㉑障害者控除

あなた又は同一生計配偶者、扶養親族で障害者の方がいる場合に、氏名を記入してください。

	同居特別障害者である人	左記以外の人
普通障害者		26万円
特別障害者	53万円	30万円

※所得金額調整控除（給与所得と公的年金所得の両方を有する人） 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得（10万円を限度）及び公的年金等に係る雑所得（10万円を限度）の金額の合計額から10万円を控除した残額が給与所得の金額から控除されます。 控除額＝（給与所得（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得（10万円を超える場合は10万円））－10万円
--

4. 申告書の書きかた

【申告書表面】

令和 7 年度 市民税・県民税(国民健康保険税) 申告書

分離開課に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離開課専用)」をあわせて提出してください。

(あて先)南砺市長

現住所

1月1日現在の住所

フリガナ

氏 名

提出

個人番号

行政区番号

世帯番号

宛名コード

生 年 月 日

世帯主の氏名

続柄

大・昭平・令

業種又は職業

電話番号

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類

支払った保険料

社会保険の種類

支払った保険料

国民健康保険

円

源泉より

円

介護保険

円

後期高齢者医療保険

円

国民年金保険

円

合計

円

15 生命保険料

新生命保険料の計

円

旧生命保険料の計

円

控除

新個人年金保険料の計

円

旧個人年金保険料の計

円

介護医療保険料の計

円

合計

円

16 地震保険料

地震保険料の計

円

旧長期損害保険料の計

円

17～19 寡婦控除、寡婦、ひとり親控除、勤労学生控除

17 □寡婦控除
□死別 □生死不明
□離婚 □未婚

18 □ひとり親控除

19 □勤労学生控除
(学校名)

20 障害者控除

1 氏名

障害の程度

級度

2 氏名

障害の程度

級度

21～22 配偶者特別控除、配偶者、同一生計者

氏名

生年月日

明・大昭平

円

23 扶養控除

1 氏名

生年月日

明・大昭平

同居・別居の区分

□同居 □別居

続柄

控除額

万円

2 氏名

生年月日

明・大昭平

同居・別居の区分

□同居 □別居

続柄

控除額

万円

3 氏名

生年月日

明・大昭平

同居・別居の区分

□同居 □別居

続柄

控除額

万円

4 氏名

生年月日

明・大昭平

同居・別居の区分

□同居 □別居

続柄

控除額

万円

16 歳未満の扶養親族

1 氏名

生年月日

平・令

同居・別居の区分

□同居 □別居

続柄

控除額

万円

2 氏名

生年月日

平・令

同居・別居の区分

□同居 □別居

続柄

控除額

万円

3 氏名

生年月日

平・令

同居・別居の区分

□同居 □別居

続柄

控除額

万円

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

26 雑損控除

損害の原因

損害年月日

損害を受けた資産の種類

控除金額

保険金などで補填される金額

差引損失額のうち災害関連支出の金額

円

円

円

27 医療費控除

支払った医療費等

円

保険金などで補填される金額

円

1 収入金額等

事業収入

不動産収入

配当金

雑収入

総合課税

1 事業収入

2 不動産収入

3 配当金

4 雑収入

5 総合課税

6 事業収入

7 不動産収入

8 配当金

9 雑収入

10 総合課税

11 総合課税・一時合

12 合計

2 所得金額

社会保険料控除

小規模企業共済等掛金控除

生命保険料控除

地震保険料控除

寡婦、ひとり親控除

勤労学生、障害者控除

配偶者(特別)控除

扶養控除

基礎控除

13から24までの計

雑損控除

医療費控除

25 社会保険料控除

26 小規模企業共済等掛金控除

27 生命保険料控除

28 地震保険料控除

29 寡婦、ひとり親控除

30 勤労学生、障害者控除

31 配偶者(特別)控除

32 扶養控除

33 基礎控除

34 13から24までの計

35 雑損控除

36 医療費控除

37 合計

4 所得から差し引かれる金額

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

□給与から差引き(特別徴収)

□自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

申告期限は3月17日です

①～②

配偶者 控除

配偶者特別控除

同一生計配偶者

配偶者の合計所得金額
48万円以下

一般の控除対象配偶者

老人控除対象配偶者(70歳以上)

あなたの合計所得額

900万円以下

900万円超
950万円以下

950万円超
1,000万円以下

33万円

22万円

11万円

38万円

26万円

13万円

【①同一生計配偶者】あなたと生計を一にする配偶者（青色専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます）で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の人

【②控除対象配偶者】①の同一生計配偶者のうち、令和6年中のあなたの所得が1,000万円以下である場合の配偶者

※ あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超える場合、同一生計配偶者は控除対象者には該当ませんが、障害者である場合は障害者控除が適用されます。「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」に☑チェックしてください。

配偶者特別控除

あなたと生計を一にする配偶者を有とすると、配偶者の令和6年中の合計所得金額に応じて控除されます。

配偶者の合計所得金額

900万円以下

900万円超
950万円以下

950万円超
1,000万円以下

48万円超

100万円以下

33万円

22万円

11万円

100万円超

105万円以下

31万円

21万円

11万円

105万円超

110万円以下

26万円

18万円

9万円

110万円超

115万円以下

21万円

14万円

7万円

115万円超

120万円以下

16万円

11万円

6万円

120万円超

125万円以下

11万円

8万円

4万円

125万円超

130万円以下

6万円

4万円

2万円

130万円超

133万円以下

3万円

2万円

1万円

133万円超

0円

0円

0円

③扶養控除

あなたと生計を一にし、令和6年中の合計所得が48万円以下で、かつ他の事業専従者となっていない、配偶者以外の扶養親族です。

年少扶養親族
(16歳未満)

一般の扶養親族

特定扶養親族
(19歳～23歳未満)

老人扶養親族
(70歳以上)

16歳～19歳未満

23歳～70歳未満

同居老親等以外の者

同居老親等

なし

33万円

45万円

38万円

45万円

④基礎控除

合計所得金額

2,400万円以下

2,400万円超

2,450万円以下

2,450万円超

2,500万円以下

2,500万円超

控除額

43万円

29万円

15万円

0円

⑤雑損控除

令和6年中に災害（震災、風水害、雪害、火災等）や盗難にあった場合で、次のうち多い方の金額が控除されます。
(1) (損害額－保険金等による補てん額)－(所得の合計金額)×1/10
(2) (災害関連支出の金額－保険金等による補てん額)－5万円
※この控除を受ける場合には、証明書または領収書をお持ちください。

⑦医療費控除

令和6年中にあなたや配偶者、その他の親族のために支払った医療費は次のように計算し控除します。
(医療費の総額)－(保険金などで補てんされる金額)
－(「10万円」と「所得金額の5%」のいずれかが少ない方の金額)＝控除額(最高200万円)
健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行う方が、令和6年中に支払った特定一般用医薬品等購入費は、次のように計算し控除します。この特例を受ける方は、通常の医療費控除ができません。
(支払った総額)－(保険金などで補てんされる金額)－12,000円＝控除額(最高8万8千円)
※この規定の適用を選択する場合は「区分」の□に「1」と記入してください。

（セルフメディケーション税制による特例）

収入金額等・所得金額

営業等

販売、製造、飲食、サービス等の営業、自由職業（外交員、作家、ホステス等）の事業をしている人は、この欄に記入してください。
令和6年中の収入金額（売上代金等）から必要経費（販売した商品や製品の原価、雇員費、修繕費等）を差し引いたものが、所得金額になります。

農業

農作物の生産、果樹等の栽培、家畜の飼育等から生ずる所得です。

不動産

地代、小作料、家賃、貸間代等の収入のあった人は、この欄に記入してください。
地代等の収入金額から必要経費（修繕費、固定資産税等）を差し引いたものが、所得金額になります。

利子

公社債や預金利子、公社債投資信託、貸付信託の分配金等の所得です。

配当

株式の配当所得や投資信託の分配金の所得について記入してください。

給与

給料、賃金及び賞与等の収入のあった人は、この欄へ記入してください。
この欄は給与の収入金額のみ記入してください。

公的年金等

厚生年金、国民年金、恩給、企業年金、農業者年金等の収入の合計額を記入してください。
公的年金等に係る雑所得の速算表は次のとおりです。

年齢区分

公的年金等の収入金額

割合

控 除 額

65歳未満

1,300,000円まで

－

600,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします）

昭和35年1月2日以後に生まれた人

1,300,001円～4,100,000円まで

75%

275,000円

4,100,001円～7,700,000円まで

85%

685,000円

7,700,001円以上

95%

1,455,000円

10,000,001円以上

－

1,955,000円

65歳以上

3,300,000円まで

－

1,100,000円（公的年金等の収入金額の合計額を限度とします）

3,300,001円～4,100,000円まで

75%

275,000円

昭和35年1月1日以前に生まれた人

4,100,001円～7,700,000円まで

85%

685,000円

7,700,001円以上

95%

1,455,000円

10,000,001円以上

－

1,955,000円

※公的年金以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額

※公的年金以外の所得金額が2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額

【計算例】昭和35年1月1日生まれの人で、「公的年金等の収入金額の合計額」が340万円の場合には、「公的年金に係る雑所得の金額」は次のようになります。
3,400,000円×75%－275,000円＝2,275,000円

業務

著述業以外の人を受ける原稿料や、講演料、シルバー人材センター又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくはシェアリングエコノミーなどの副収入があった人は、この欄に記入してください。

その他

生命保険の年金（個人年金保険）又は暗号資産取引などの上記以外の収入のあった人は、この欄に記入してください。

総合譲渡

船舶、機械、特許権等の資産を譲渡した方は、この欄に記入してください。
(取得してから5年以内に譲渡したものは短期、それ以外は長期)

一時

賞金、懸賞当選金や生命保険の満期受取金等の収入のあった人は、この欄に記入してください。

分離課税の譲渡

土地、建物等の資産の譲渡による所得、株式の譲渡による所得のあった人は、「分離課税申告書」が別にあるので、申告の際におし出してください。